

## 第10回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和5年5月26日(金) 午前10時00分から

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の  
制定依頼について (資料1)
- (2) 議案第28号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例」の制定依頼について (資料2)

#### 2 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める  
陳情書〔継続審議〕

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

#### 4 報 告

- (1) 教育長報告
  - ① 令和5年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について (資料3)
  - ② その他

議案第27号

資料 1	
------	--

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の  
制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和5年5月26日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の  
制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

# 参考資料

令和5年5月26日  
教育振興部教育指導課

## 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）を一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設するとともに、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）を一部改正した。これを踏まえ、パートナーシップ関係の相手方に係る取扱いについて、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 扶養手当の支給に係る扶養親族について、パートナーシップ関係の相手方を加える。
- (2) 配偶者がいない場合の子に対する扶養手当の特例措置を受けている職員が、配偶者を有することで特例措置を受けられなくなる要件について、パートナーシップ関係の相手方を加える。

### 3 施行期日

令和5年7月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、つぎに掲げる者 で他に生計の途がなく、主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。）</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、つぎに掲げる者 で他に生計の途がなく、主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。）<u>またはパートナーシップ関 係（双方またはいずれか一方が性的マ イノリティであり、互いを人生のパー トナーとして、相互の人権を尊重し、 日常生活において継続的に協力し合 うことを約した二者間の関係その他の 婚姻関係に相当すると任命権者が認め る二者間の関係をいう。）の相手方</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年7月1日から施 行する。</u></p> <p><u>(練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>練馬区立幼稚園教育職員の給与に関す る条例の一部を改正する条例（平成30年 3月練馬区条例第15号）の一部をつぎの ように改正する。</u></p> <p>[略]（別紙新旧対照表参照）</p>

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（付則第2項関係）

現 行	改正案
<p data-bbox="336 432 517 465">本 則 [略]</p> <p data-bbox="336 528 421 562">付 則</p> <p data-bbox="261 577 435 611">1・2 [略]</p> <p data-bbox="261 627 786 1635">3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定および前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>	<p data-bbox="892 432 1072 465">本 則 [略]</p> <p data-bbox="892 528 976 562">付 則</p> <p data-bbox="817 577 991 611">1・2 [略]</p> <p data-bbox="817 627 1342 1930">3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給</u></p>

(1)・(2) [略]

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を練馬区教育委員会に届け出なければならない。

5 [略]

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定および前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1)・(2) [略]

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を練馬区教育委員会に届け出なければならない。

5 [略]

6 付則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月練馬区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

議案第 28 号

資 料 2	
-------	--

「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 26 日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

# 参考資料

令和 5 年 5 月 26 日

教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）を一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設するとともに、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）を一部改正した。これを踏まえ、パートナーシップ関係の相手方に係る取扱いについて、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の深夜勤務の制限について、制限の対象外とする要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。

## 3 施行期日

令和 5 年 7 月 1 日

## 4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で</u>当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項および第3項ならびに第11条の3第1項および第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

付 則 [略]

3 [略]

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年5月26日  
教育振興部学務課

令和5年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

1 区立幼稚園の園児数および学級数〈各年度：5月1日現在〉

(単位：人、級)

区 分		4歳児	5歳児	計
5年度	園児数(a)	66	84	150
	学級数(b)	6	6	12
4年度	園児数(c)	74	105	179
	学級数(d)	6	6	12
差引園児数(a)－(c)		△ 8	△ 21	△ 29
差引学級数(b)－(d)		0	0	0

2 区立小学校の児童数および学級数〈各年度：5月1日現在〉

(単位：人、級)

学 年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
5年度	児童数(a)	5,595	5,597	5,753	5,629	5,532	5,397	33,503
	学級数(b)	190	191	192	189	168	166	1,096 (65)
4年度	児童数(c)	5,586	5,776	5,633	5,539	5,398	5,734	33,666
	学級数(d)	191	191	191	166	165	175	1,079 (63)
差引児童数(a)－(c)		9	△ 179	120	90	134	△ 337	△ 163
差引学級数(b)－(d)		△ 1	0	1	23	3	△ 9	17 (2)

※学級数の合計欄の括弧は、特別支援学級の数（学年分けがないため、外数で表記）

3 区立中学校の生徒数および学級数〈各年度：5月1日現在〉

(単位：人、級)

学 年		1年	2年	3年	合計
5年度	生徒数(a)	4,512	4,386	4,584	13,482
	学級数(b)	134	124	131	389 (34)
4年度	生徒数(c)	4,365	4,574	4,510	13,449
	学級数(d)	129	130	128	387 (31)
差引生徒数(a)－(c)		147	△ 188	74	33
差引学級数(b)－(d)		5	△ 6	3	2 (3)

※学級数の合計欄の括弧は、特別支援学級の数（学年分けがないため、外数で表記）

4 特別支援学級等児童数一覧（各年度：5月1日現在）

【小学校・特別支援学級（固定級）】

（単位：人、級）

	児童数(学年別)							学級数	教員数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		
5年度	74	67	75	77	87	80	460	65	82
4年度	54	67	67	74	75	89	426	63	80
差引数	20	0	8	3	12	△ 9	34	2	2

【小学校・特別支援学級（通級）】

（単位：人、級）

	児童数(学年別)							学級数	教員数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		
5年度	37	80	74	54	33	18	296	19	27
4年度	26	79	74	44	34	36	293	20	28
差引数	11	1	0	10	△ 1	△ 18	3	△ 1	△ 1

【小学校・特別支援教室（情緒障害等）】

（単位：人）

	児童数(学年別)							教員数
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
5年度	136	146	167	158	120	100	827	70
4年度	127	124	145	133	122	109	760	64
差引数	9	22	22	25	△ 2	△ 9	67	6

5 特別支援学級等生徒数一覧（各年度：5月1日現在）

【中学校・特別支援学級(固定級)】

(単位：人、級)

	生徒数(学年別)				学級数	教員数
	1年	2年	3年	合計		
5年度	85	72	82	239	34	45
4年度	65	75	81	221	31	42
差引数	20	△ 3	1	18	3	3

【中学校・特別支援学級(通級)】

(単位：人、級)

	生徒数(学年別)				学級数	教員数
	1年	2年	3年	合計		
5年度	5	2	4	11	1	2
4年度	2	4	4	10	1	2
差引数	3	△ 2	0	1	0	0

【中学校・特別支援教室(情緒障害等)】

(単位：人)

	生徒数(学年別)				教員数
	1年	2年	3年	合計	
5年度	98	79	86	263	22
4年度	82	84	79	245	21
差引数	16	△ 5	7	18	1

6 国都私立学校への入学の状況

(単位：人、%)

入学年度	小 学 校				中 学 校			
	学齢簿 登載者	特別支援学校 (都立)	国都私立	入学率%	学齢簿 登載者	特別支援学校 (都立)	国都私立	入学率%
5年度	5,940	49	216	3.7	6,102	45	1,365	22.5
4年度	5,906	49	210	3.6	5,840	50	1,275	22.0
3年度	6,066	47	213	3.5	5,964	46	1,253	21.2
2年度	5,820	49	201	3.5	5,887	46	1,312	22.3
元年度	5,781	29	213	3.7	5,835	48	1,273	22.0

【注】学齢簿登載者数：各年度4月7日時点

【注】入学率：学齢簿搭載者から特別支援学校（都立）の入学者を除く、国都私立の入学率

令和5年5月1日現在 児童数等一覧表

小学校名	通 常 の 学 級														特別支援学級 (固定級)	
	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計		児童数	学級数
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		
1 旭丘	21	1	28	1	30	1	29	1	26	1	30	1	164	6	16	2
2 小竹	56	2	60	2	46	2	55	2	55	2	60	2	332	12		
3 豊玉	81	3	107	4	75	3	81	3	77	2	70	2	491	17		
4 豊玉第二	56	2	37	2	40	2	29	1	47	2	30	1	239	10	44	6
5 豊玉東	56	2	55	2	80	3	61	2	60	2	70	2	382	13		
6 豊玉南	98	3	87	3	107	4	88	3	88	3	91	3	559	19		
7 中村	122	4	161	5	163	5	163	5	153	4	164	5	926	28		
8 中村西	65	2	65	2	69	2	79	3	66	2	64	2	408	13		
9 早宮	100	3	71	3	88	3	87	3	68	2	88	3	502	17		
10 開進第一	106	4	120	4	107	3	105	3	102	3	96	3	636	20		
11 開進第二	68	2	79	3	93	3	91	3	81	3	66	2	478	16	23	3
12 開進第三	114	4	126	4	119	4	128	4	121	4	113	3	721	23		
13 開進第四	94	3	86	3	90	3	94	3	108	3	90	3	562	18		
14 仲町	128	4	134	4	125	4	137	4	131	4	132	4	787	24		
15 南町	62	2	69	2	71	3	48	2	68	2	60	2	378	13		
16 北町	138	4	113	4	133	4	118	4	112	3	114	3	728	22	28	4
17 北町西	75	3	74	3	84	3	81	3	68	2	56	2	438	16		
18 練馬	83	3	88	3	66	2	73	3	66	2	60	2	436	15		
19 練馬第二	75	3	67	2	71	3	70	2	44	2	48	2	375	14		
20 練馬第三	86	3	84	3	88	3	87	3	78	2	87	3	510	17	45	6
21 練馬東	82	3	98	3	111	4	78	3	79	2	74	2	522	17	20	3
22 田柄	104	3	80	3	98	3	79	3	92	3	76	2	529	17		
23 田柄第二	83	3	100	3	79	3	86	3	76	2	82	3	506	17		
24 向山	76	3	81	3	88	3	80	3	74	2	83	3	482	17		
25 豊溪	83	3	88	3	81	3	71	3	76	2	78	2	477	16		
26 旭町	51	2	53	2	63	2	50	2	55	2	47	2	319	12		
27 高松	114	4	107	4	105	3	126	4	112	3	117	3	681	21		
28 春日	44	2	52	2	46	2	63	2	52	2	38	1	295	11		
29 光が丘四季の香	72	3	89	3	64	2	71	2	76	2	79	2	451	14		
30 光が丘春の風	104	3	89	3	118	4	98	3	86	3	96	3	591	19	27	4
31 光が丘夏の雲	68	2	79	3	93	3	88	3	87	3	85	3	500	17		
32 光が丘秋の陽	42	2	59	2	64	2	52	2	58	2	56	2	331	12		
33 光が丘第八	27	1	40	2	29	1	32	1	35	1	34	1	197	7	39	5



小学校名	通 常 の 学 級														特別支援学級 (固定級)	
	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計		児童数	学級数
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数		
34 石神井	99	3	114	4	73	2	97	3	85	3	95	3	563	18		
35 石神井東	68	2	75	3	55	2	74	3	75	2	66	2	413	14		
36 石神井西	86	3	82	3	85	3	57	2	78	2	63	2	451	15	21	3
37 石神井台	78	3	75	3	85	3	96	3	86	3	87	3	507	18		
38 上石神井	129	4	124	4	137	4	111	4	133	4	121	4	755	24		
39 上石神井北	143	5	96	3	121	4	127	4	112	3	92	3	691	22	37	7
40 下石神井	150	5	140	4	133	4	144	5	142	4	143	4	852	26		
41 光和	115	4	139	4	128	4	125	4	152	4	137	4	796	24		
42 谷原	127	4	125	4	140	4	106	4	103	3	116	3	717	22	38	5
43 北原	103	3	113	4	115	4	122	4	124	4	90	3	667	22		
44 立野	80	3	85	3	97	3	84	3	86	3	103	3	535	18		
45 関町	116	4	118	4	127	4	111	4	116	3	96	3	684	22		
46 関町北	109	4	99	3	94	3	99	3	98	3	99	3	598	19		
47 大泉	91	3	97	3	90	3	89	3	93	3	97	3	557	18	14	2
48 大泉第一	43	2	30	1	50	2	39	2	45	2	38	1	245	10		
49 大泉第二	114	4	112	4	148	5	116	4	147	4	110	3	747	24		
50 大泉第三	95	3	69	2	72	3	97	3	76	2	83	3	492	16	30	4
51 大泉第四	82	3	87	3	87	3	105	3	91	3	93	3	545	18		
52 大泉第六	57	2	48	2	51	2	66	2	61	2	77	2	360	12		
53 大泉東	137	4	128	4	149	5	110	4	98	3	125	4	747	24	28	4
54 大泉西	66	2	74	3	61	2	64	2	66	2	63	2	394	13		
55 大泉南	108	4	86	3	100	3	125	4	93	3	100	3	612	20		
56 大泉北	83	3	107	4	95	3	95	3	93	3	79	2	552	18		
57 大泉学園	45	2	59	2	58	2	48	2	63	2	54	2	327	12	22	3
58 大泉学園緑	81	3	71	2	80	3	77	3	87	3	102	3	498	17		
59 大泉学園桜	45	2	67	2	54	2	67	2	59	2	55	2	347	12		
60 泉新	83	3	84	3	78	3	84	3	102	3	84	3	515	18		
61 橋戸	54	2	37	2	41	2	49	2	45	2	33	1	259	11		
62 南田中	67	2	46	2	57	2	71	3	55	2	50	2	346	13	28	4
63 南が丘	70	2	53	2	63	2	60	2	50	2	67	2	363	12		
64 富士見台	109	4	86	3	106	4	96	3	95	3	84	3	576	20		
65 八坂	54	2	78	3	64	2	63	2	59	2	81	3	399	14		
合 計	5,521	190	5,530	191	5,678	192	5,552	189	5,445	168	5,317	166	33,043	1,096	460	65

区立小学校合計人数（通常の学級＋特別支援学級〔固定級〕）33,503人

令和5年5月1日現在 生徒数等一覧表

中学校名	通常の学級								特別支援学級 (固定級)	
	1年		2年		3年		通常の学級合計		生徒数	学級数
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数		
1 旭丘	46	2	49	2	42	2	137	6	6	1
2 豊玉	102	3	85	3	84	3	271	9		
3 豊玉第二	81	3	69	2	75	2	225	7		
4 中村	167	5	185	5	196	5	548	15	17	3
5 開進第一	132	4	151	4	145	4	428	12		
6 開進第二	129	4	136	4	151	4	416	12		
7 開進第三	142	4	122	4	130	4	394	12		
8 開進第四	155	5	140	4	143	4	438	13		
9 北町	146	4	97	3	122	4	365	11		
10 練馬	160	4	150	4	171	5	481	13	33	5
11 練馬東	80	3	105	3	84	3	269	9		
12 貫井	136	4	146	4	131	4	413	12		
13 田柄	118	4	137	4	163	5	418	13		
14 豊溪	54	2	38	1	45	2	137	5		
15 光が丘第一	87	3	68	2	111	3	266	8		
16 光が丘第二	109	3	106	3	114	3	329	9		
17 光が丘第三	125	4	131	4	125	4	381	12	44	6
18 石神井	182	6	190	5	211	6	583	17	52	7
19 石神井東	178	5	206	6	172	5	556	16		
20 石神井西	247	7	199	5	228	6	674	18		
21 石神井南	127	4	115	3	108	3	350	10		
22 上石神井	146	4	112	3	115	3	373	10		
23 南が丘	99	3	89	3	90	3	278	9	15	2
24 谷原	172	5	174	5	155	4	501	14	21	3
25 三原台	173	5	178	5	203	6	554	16		
26 大泉	238	6	215	6	254	7	707	19	51	7
27 大泉第二	180	5	184	5	178	5	542	15		
28 大泉西	200	6	162	5	167	5	529	16		
29 大泉北	98	3	83	3	134	4	315	10		
30 大泉学園	142	4	152	4	176	5	470	13		
31 大泉学園桜	57	2	82	3	63	2	202	7		
32 関	147	5	182	5	154	4	483	14		
33 八坂	72	3	76	2	62	2	210	7		
合 計	4,427	134	4,314	124	4,502	131	13,243	389	239	34

区立中学校合計人数（通常の学級＋特別支援学級〔固定級〕）13,482人

令和5年5月1日現在 特別支援学級等児童数一覧

【小学校・特別支援学級】

種別	学校名	学級数	教員数	児 童 数 ( 学 年 別 )							計
				1年	2年	3年	4年	5年	6年		
知的障 害 (固定級)	旭丘	2	3	4	0	1	4	2	5	16	
	豊玉第二	6	7	10	8	4	5	8	9	44	
	開進第二	3	4	4	2	1	6	3	7	23	
	北町	4	5	7	5	4	6	4	2	28	
	練馬第三	6	7	9	3	9	8	13	3	45	
	練馬東	3	4	4	5	4	2	3	2	20	
	光が丘春の風	4	5	7	6	5	4	2	3	27	
	光が丘第八	5	6	7	6	7	7	5	7	39	
	石神井西	3	4	4	2	4	4	1	6	21	
	上石神井北	5	6	4	6	3	6	6	8	33	
	谷原	5	6	6	3	9	5	5	10	38	
	大泉	2	3	0	1	2	2	5	4	14	
	大泉第三	4	5	2	6	7	7	5	3	30	
	大泉東	4	5	4	9	5	4	2	4	28	
大泉学園	3	4	0	4	4	2	9	3	22		
南田中	4	5	2	1	6	4	12	3	28		
自閉・情緒 (固定級)	上石神井北 (石神井学園内)	2	3	0	0	0	1	2	1	4	
合 計 (固定級)		65	82	74	67	75	77	87	80	460	
難聴 (通級)	旭丘	1	2	3	0	2	0	1	1	7	
	石神井	2	3	2	6	5	6	3	2	24	
小 計 (難聴)		3	5	5	6	7	6	4	3	31	
言語 (通級)	南町	4	5	8	17	22	11	8	3	69	
	北町西	3	4	11	14	13	9	2	2	51	
	石神井	3	4	6	14	13	10	7	5	55	
	大泉	3	4	5	17	9	12	7	0	50	
	関町北	2	3	2	10	7	4	3	3	29	
小計(言語)		15	20	32	72	64	46	27	13	254	
弱視 (通級)	中村西	1	2	0	2	3	2	2	2	11	
合 計 (通級)		19	27	37	80	74	54	33	18	296	

【小学校・特別支援教室（情緒障害等）】

拠点校	(巡回校)	教員数	指 導 児 童 数 ( 学 年 別 )							計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年		
旭丘	—	2	0	1	0	0	1	1	3	
〃	(小竹)	—	2	1	0	1	0	1	5	
〃	(豊玉第二)	—	2	0	0	0	2	0	4	
〃	(豊玉東)	—	1	4	3	2	2	1	13	
豊玉南	—	7	8	1	4	6	4	5	28	
〃	(豊玉)	—	2	3	2	3	3	0	13	
〃	(中村)	—	2	4	7	5	2	2	22	
〃	(中村西)	—	1	2	6	3	5	0	17	
開進第一	—	3	1	6	1	1	0	1	10	
〃	(早宮)	—	2	1	1	1	1	1	7	
〃	(仲町)	—	3	1	1	0	1	2	8	
〃	(練馬東)	—	2	3	0	2	0	1	8	
練馬第三	—	4	6	1	1	3	3	2	16	
〃	(練馬第二)	—	1	1	2	1	3	1	9	
〃	(向山)	—	0	3	4	0	2	1	10	
〃	(春日)	—	0	2	1	5	0	3	11	
田柄	—	4	2	1	3	4	0	1	11	
〃	(北町)	—	4	2	5	2	1	0	14	
〃	(北町西)	—	2	2	2	1	3	0	10	
〃	(田柄第二)	—	0	2	4	7	1	0	14	
光が丘四季の香	—	4	0	5	3	2	1	1	12	
〃	(旭町)	—	1	2	2	1	2	0	8	
〃	(光が丘秋の陽)	—	3	1	1	4	2	2	13	
〃	(光が丘第八)	—	0	2	2	1	3	3	11	
石神井	—	6	3	4	4	4	5	3	23	
〃	(石神井台)	—	2	0	4	5	2	1	14	
〃	(上石神井北)	—	3	3	2	5	2	1	16	
〃	(関町北)	—	0	9	3	6	2	5	25	
石神井東	—	4	5	4	2	4	0	2	17	
〃	(下石神井)	—	4	3	3	1	0	2	13	
〃	(南田中)	—	2	0	0	1	2	2	7	
〃	(南が丘)	—	3	0	1	2	1	1	8	
関町	—	6	3	2	8	3	3	2	21	
〃	(石神井西)	—	3	2	0	2	2	2	11	

拠点校	(巡回校)	教員数	指 導 児 童 数 ( 学 年 別 )						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
〃	(上石神井)	—	4	3	8	2	2	2	21
〃	(立野)	—	3	2	4	4	2	1	16
大泉	—	4	3	2	2	5	5	0	17
〃	(大泉東)	—	1	3	3	3	1	2	13
〃	(大泉南)	—	1	7	4	3	4	2	21
大泉第三	—	5	1	4	1	5	4	4	19
〃	(大泉西)	—	2	4	6	3	2	3	20
〃	(大泉学園緑)	—	2	1	2	1	2	1	9
〃	(大泉学園桜)	—	0	1	4	3	4	2	14
南町	—	4	2	1	2	2	3	4	14
〃	(開進第二)	—	3	2	4	2	1	1	13
〃	(開進第三)	—	3	2	3	1	2	4	15
〃	(開進第四)	—	2	1	2	1	0	0	6
光が丘春の風	—	4	1	4	5	2	1	3	16
〃	(練馬)	—	3	1	3	0	3	0	10
〃	(高松)	—	1	2	3	1	0	1	8
〃	(光が丘夏の雲)	—	1	3	1	4	0	1	10
谷原	—	4	4	4	5	3	1	1	18
〃	(光和)	—	0	3	1	2	2	3	11
〃	(北原)	—	1	2	1	2	1	2	9
〃	(富士見台)	—	4	1	3	1	2	0	11
大泉第六	—	3	5	2	1	1	0	1	10
〃	(大泉第二)	—	1	1	2	1	3	1	9
〃	(大泉第四)	—	2	0	3	7	0	3	15
大泉学園	—	2	1	0	3	2	3	0	9
〃	(大泉第一)	—	2	1	3	0	0	0	6
〃	(大泉北)	—	2	2	3	2	2	1	12
八坂	—	4	1	4	1	2	3	2	13
〃	(豊溪)	—	2	2	1	2	1	4	12
〃	(泉新)	—	1	3	1	1	3	1	10
〃	(橋戸)	—	4	0	0	2	2	0	8
合 計		70	136	146	167	158	120	100	827

令和5年5月1日現在 特別支援学級等生徒数一覧

【中学校・特別支援学級】

種別	学校名	学級数	教員数	生徒数（学年別）			
				1年	2年	3年	計
知的障害 (固定級)	旭丘	1	2	1	2	3	6
	中村	3	4	7	4	6	17
	練馬	5	6	18	10	5	33
	光が丘第三	6	8	13	15	16	44
	石神井	7	9	20	12	20	52
	南が丘	2	3	0	9	6	15
	谷原	3	4	9	7	5	21
	大泉	7	9	17	13	21	51
合計（固定級）		34	45	85	72	82	239
難聴（通級）	開進第二	1	2	5	2	4	11
弱視（通級）	開進第三	0	0	0	0	0	0
合計（通級）		1	2	5	2	4	11

【中学校・特別支援教室（情緒障害等）】

拠点校	(巡回校)	教員数	指 導 生 徒 数 ( 学 年 別 )			
			1年	2年	3年	計
豊玉第二	—	5	3	1	4	8
〃	(旭丘)	—	1	2	2	5
〃	(豊玉)	—	3	3	1	7
〃	(中村)	—	2	5	6	13
〃	(開進第一)	—	3	3	1	7
〃	(開進第二)	—	5	5	3	13
〃	(開進第三)	—	1	0	3	4
〃	(開進第四)	—	4	2	1	7
練馬東	—	6	1	2	3	6
〃	(北町)	—	1	3	3	7
〃	(練馬)	—	3	2	5	10
〃	(貫井)	—	2	6	3	11
〃	(田柄)	—	2	3	3	8
〃	(豊溪)	—	7	2	2	11
〃	(光が丘第一)	—	5	1	1	7
〃	(光が丘第二)	—	1	2	1	4
〃	(光が丘第三)	—	1	6	4	11
上石神井	—	4	10	1	3	14
〃	(石神井)	—	4	0	4	8
〃	(石神井東)	—	2	0	2	4
〃	(石神井西)	—	4	1	0	5
〃	(石神井南)	—	1	1	2	4
〃	(南が丘)	—	4	4	1	9
〃	(大泉第二)	—	1	3	5	9
〃	(関)	—	1	1	2	4
八坂	—	7	5	4	2	11
〃	(谷原)	—	1	2	1	4
〃	(三原台)	—	5	1	4	10
〃	(大泉)	—	11	3	3	17
〃	(大泉西)	—	2	5	1	8
〃	(大泉北)	—	0	0	4	4
〃	(大泉学園)	—	1	4	4	9
〃	(大泉学園桜)	—	1	1	2	4
合 計		22	98	79	86	263

令和5年度 区立中学校新1年生学校選択制度による入学状況

		通学区域内の 学齢簿登載者 (人) ※1	入 学 者 (人) A	通学区域外から 選択制度を利用 して入学した者 (人) B ※2	割合 (%) B/A	通学区域外から 当該中学校を 選択した者 (人) C ※3
1	旭丘	87	46	4	8.7	4
2	豊玉	179	102	10	9.8	13
3	豊玉第二	104	81	7	8.6	15
4	中村	247	167	11	6.6	26
5	開進第一	234	132	16	12.1	23
6	開進第二	169	129	29	22.5	83
7	開進第三	183	142	33	23.2	57
8	開進第四	212	155	17	11.0	25
9	北町	153	146	21	14.4	28
10	練馬	215	160	21	13.1	31
11	練馬東	150	80	22	27.5	32
12	貫井	172	136	13	9.6	17
13	田柄	131	118	40	33.9	54
14	豊溪	99	54	4	7.4	4
15	光が丘第一	37	87	49	56.3	73
16	光が丘第二	107	109	31	28.4	46
17	光が丘第三	190	125	31	24.8	58
18	石神井	234	182	33	18.1	85
19	石神井東	253	178	27	15.2	59
20	石神井西	311	247	24	9.7	37
21	石神井南	189	127	7	5.5	7
22	上石神井	168	146	40	27.4	52
23	南が丘	163	99	15	15.2	18
24	谷原	244	172	25	14.5	28
25	三原台	212	173	31	17.9	33
26	大泉	305	238	24	10.1	67
27	大泉第二	244	180	31	17.2	40
28	大泉西	233	200	17	8.5	19
29	大泉北	116	98	19	19.4	21
30	大泉学園	155	142	32	22.5	55
31	大泉学園桜	108	57	3	5.3	6
32	関	254	147	15	10.2	22
33	八坂	162	72	2	2.8	3
合 計		6,020	4,427	704	15.9	1,141

※1 令和4年10月1日現在、通学区域内の学齢簿登載者数

※2 BとCの差は、国都私立中学校入学者および転出者等

※3 令和4年11月1日現在（取り下げ前）、選択希望票の提出状況（通学区域外からの希望分）